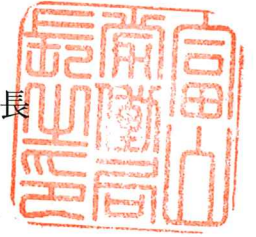


富労発基0406第6号の1  
令和5年4月6日

関係団体の長 殿

富 山 労 働 局 長



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。標記について、令和5年4月3日付け基発0403第6号をもって、厚生労働省労働基準局長より別添のとおり通知がありました。改正の趣旨は、上記通達の記の第1の1にあるとおり、「金属アーク溶接限定技能講習」の新設に伴い特化則等について所要の改正が行われたものです。つきましては、傘下会員事業者に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。